

工事請負契約における 設計変更ガイドライン



平成 29 年 1 月

湯 沢 市

目次

1. 策定の背景	1
2. 設計変更が不可能なケース	2
3. 設計変更が可能なケース	3
4. 設計変更が可能なケースの具体例	4
◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き	
◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き	
◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件 と実際の工事現場が一致しない場合の手続き	
◆工事中止の場合の手続き	
5. 設計変更に関する監督職員の権限及び役割	9
6. 設計変更に関する現場代理人の権限及び役割	10
7. 設計変更手続きフロー	11
8. 「設計図書の照査」の範囲	12
9. 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの	13
10. 仮設の変更に関する取扱い	14
11. 現場説明書（条件明示）について	16
12. 関連資料等	

1 策定の背景

◆土木工事・営繕工事の特徴

土木工事は、個別に設計された様々な目的物を、個々に異なる現場条件、環境の下で建造しなければならない。また、不可視部分等については、事前調査では発見できなかったことが起こりうる可能性が想定される。一方建築物は、不特定多数の利用者や施設管理者等の様々な要望を総合的に勘案し設計された一品受注生産である目的物を、多種多様な自然・社会・環境条件の下において生産するという特殊性を有している。このような現場条件や環境の変化などに柔軟に対応するためには、**設計内容の前提条件を明示するとともに、自然的または人為的な条件による変更事項をあらかじめ想定し、条件明示することにより円滑な設計変更**に備えることが重要である。

◆設計変更の現状

契約図書に明示されている内容と実際の現場条件が一致しない場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した内容を変更し、併せて工期や請負代金額の変更が必要となるケースがある。

しかし現状は、**条件明示の内容不足により本来設計変更の対象になるべき事項を対象外としたり**、口頭のみで協議したために、設計変更の段階で意見が食い違い変更に反映されなかったといった事例があるほか、現場条件が当初の想定に対して大きく乖離していたにもかかわらず「任意仮設」であるがために変更しない等、**発注者と受注者間のトラブルとなる場合がある。**

◆発注者・受注者の留意事項

【発注者】

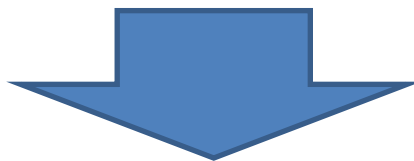
- ① 設計図書の作成にあたっては、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）により設計内容の前提条件や、設計変更の対象となるべき事項について**確実かつ明確に明示するよう徹底**する。
- ② **設計変更のルール**について理解しておく必要がある。

【受注者】

- ① 工事着手前に、設計図書を照査して着手時点における疑義を明らかにし、書面により各項目について必要な「協議」を実施する。
- ② 施工中においても疑義が生じた場合は、その都度発注者と書面により「協議」を行い、**確実に発注者の指示を書面で受けてから工事を進める。**

◆策定の理由

適切な設計変更の実施には、発注者と受注者が相互に正しい設計変更のルールについて理解しておく必要がある。



そこで、既存の通達等を踏まえ、設計変更における課題と留意点を「**工事請負契約における設計変更ガイドライン**」としてとりまとめた。

2 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては、原則として設計変更を行うことができない。

(ただし、契約事項第26条(臨機の措置)の緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない)

○発注者が「承諾」して施工した場合

○発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合(「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合も同様)

○工事請負契約書・秋田県土木工事共通仕様書・国土交通省公共建築工事標準仕様書に定められている所定の手続き(契約書第18条～24条、第30条、秋田県土木工事共通仕様書1-1-4、1-1-19～1-1-21、国土交通省公共建築工事標準仕様書1.1.8～1-1-10)を経していない場合

契約事項	第18条	条件変更等
	第19条	設計図書の変更
	第20条	工事の中止
	第21条	受注者の請求による工期の延長
	第22条	発注者の請求による工期の短縮等
	第23条	工期の変更方法
	第24条	請負代金額の変更方法等
	第30条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更

秋田県土木工事共通仕様書

1-1-4	設計図書の照査等
1-1-19	工事の一時中止
1-1-20	設計図書の変更
1-1-21	工期変更

国土交通省公共建築工事標準仕様書

1-1-8	疑義に関する協議等
1-1-9	工事の一時中止に係る事項
1-1-10	工期の変更に係る資料の提出

○正式な書面によらない事項(口頭のみ指示・協議等)の場合

○一式として、内訳書や工法・数量などを問わない契約で施工条件が変わらない場合

3 設計変更が可能なケース

◆下記のような場合においては、**設計変更が可能**である。

- 仮設（指定・任意とも）において、条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合**（ただし、所定の手続きが必要）
- 当初発注時点で想定している工事着手時期に、**受注者の責によらず、工事着手できない場合**
- 「協議」等の所定の手続きを行い、発注者から「指示」又は「通知」があったもの
- 受注者が行うべき「**設計図書の照査**」の範囲を超える作業を実施する場合

上記は全て書面（打合せ簿）で手続きを行ったもののみが有効である。
また、書面は全て発行年月日を記載し、署名または押印したものとする。

◆変更指示・設計変更にあたっては、下記事項に留意する。

- 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」（打合せ簿による確認）を行う。
- 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にする。

※規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注ではないか）を明確にする。

- 設計変更に伴う変更請負額をその都度把握しておく。
- 設計変更「協議」において意見が相違する案件が発生した場合は、設計変更協議会を実施し合意形成を図る。
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものである。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末、（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末）に行うことをもって足りるものとする。
- 工期は変更契約時に、発注者と受注者が協議して定める。

4 設計変更が可能なケースの具体例

◆設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約事項第 18 条第 1 項の二)

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない場合

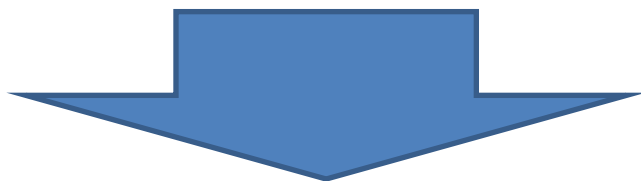
【受注者】

「契約事項第 18 条（条件変更等）第 1 項の二」に基づき、その旨
を直ちに監督職員に通知



【発注者】

発注者は第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・
変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）



受注者及び発注者は、第 23 条、第 24 条に基づき「協議」により
工期及び請負代金額を定める

◆設計図書の表示が明確でない場合の手続き

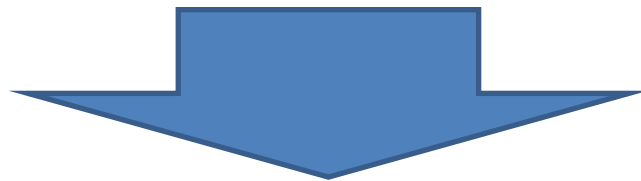
(契約事項第 18 条第 1 項の三)

○土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確な場合

○水替工実施の記載はあるが、作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

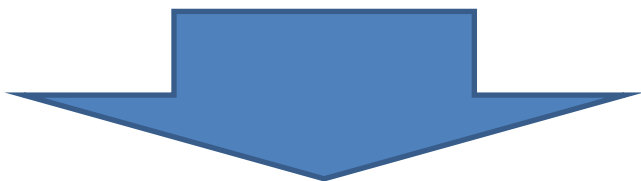
【受注者】

「契約事項第 18 条（条件変更等）第 1 項の三」に基づき、**条件明示が不明確な旨を直ちに監督職員に通知**



【発注者】

発注者は第 4 項、第 5 項に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）**



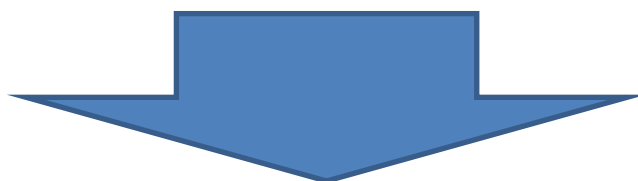
受注者及び発注者は、第 23 条、第 24 条に基づき**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

◆設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
の手続き（契約事項第 18 条第 1 項の四）

- 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- 設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

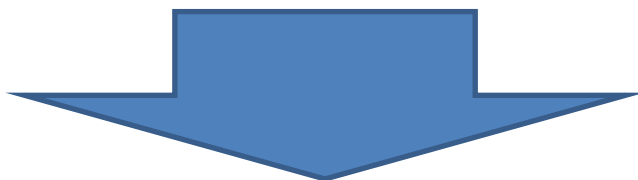
【受注者】

「契約事項第 18 条（条件変更等）第 1 項の四」に基づき、設計図書の条件明示（当初設計の考え）と現地条件が一致しないことを直ちに監督職員に通知



【発注者】

調査の結果、その事実が確認された場合は、第 4 項・第 5 項に基づき、必要に応じて設計図書の訂正・変更

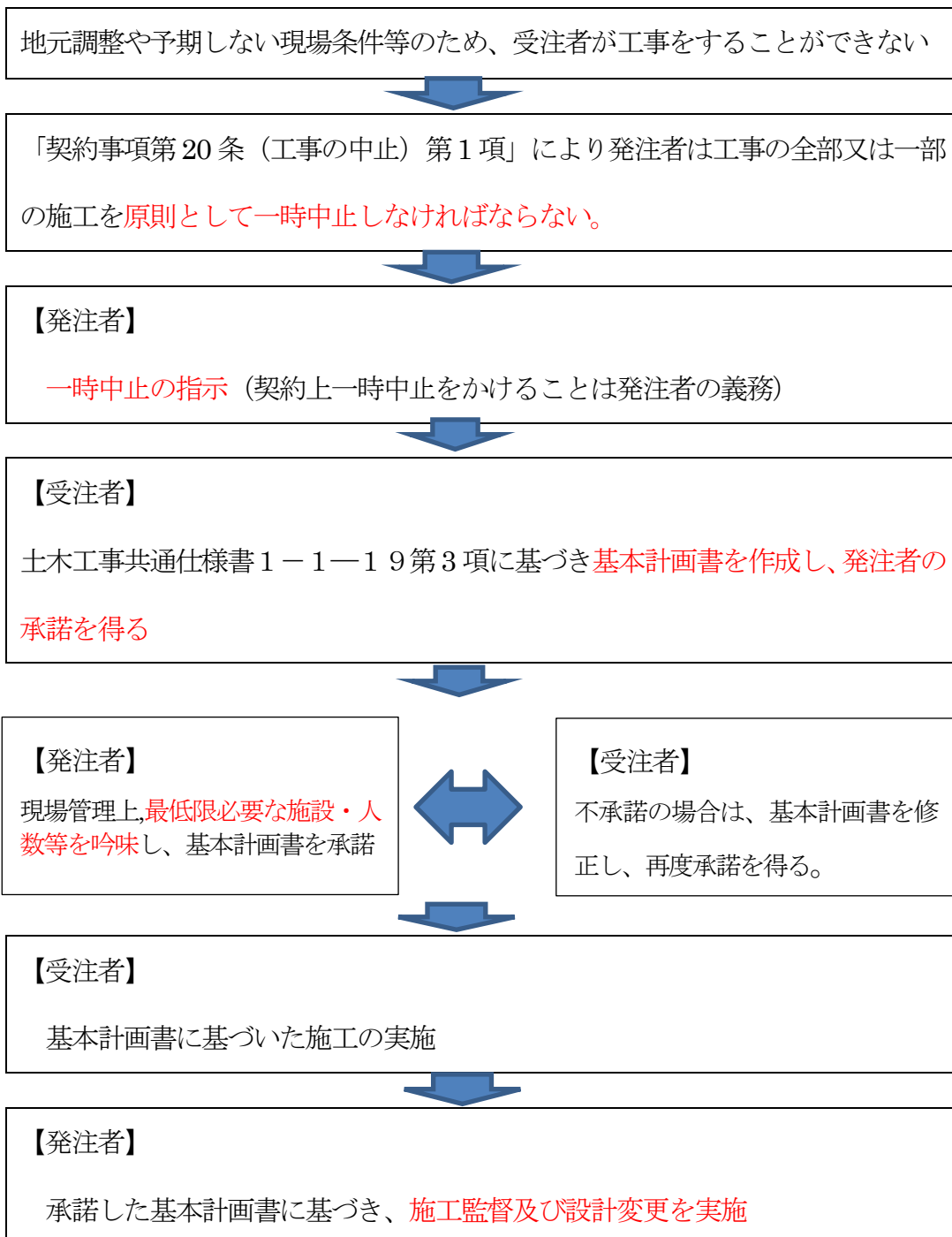


受注者及び発注者は、第 23 条、第 24 条に基づき「協議」により工期及び請負代金額を定める

◆工事中止の場合の手続き（契約事項第20条）

[受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き]

- 設計図書に工事着手時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- 警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- 予見できない事態が発生した（地中埋設物の発見等）場合



5 設計変更に関する監督職員の権限及び役割

※契約事項（監督職員）第9条、（条件変更等）第18条、（設計図書の変更）第19条参照

秋田県土木工事共通仕様書

1-1-2 用語の定義

13. 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
14. 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員または受注者が書面により同意することをいう。
15. 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
20. 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。なお、緊急を要する場合は、ファクシミリまたは電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

1-1-9 監督職員

1. 当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
2. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

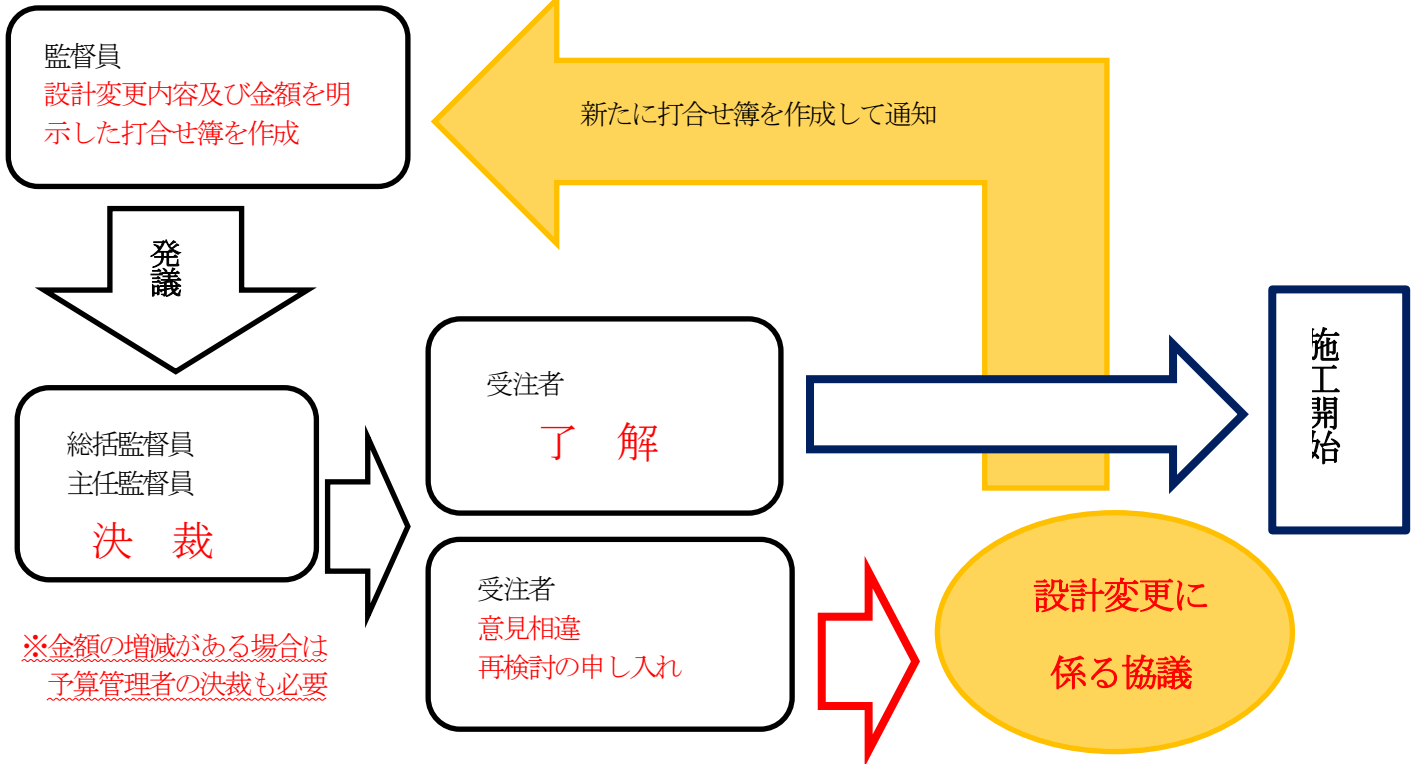
打合せ簿の処理について

1. 受注者とのやりとりは、全て「打合せ簿」により行う。
2. 案件の変更契約の可否及び変更内容については必ず記入する。
また、既契約の積算内容にない新たな追加工種を含む場合については、変更増減概算額も記入する。ただし、その額が既契約額の1%に満たない場合はこの限りでない。
3. 受注者より「協議」があった場合も2と同様とする。
4. 受注者とのやりとりにおいて、意見の相違する案件が発生した場合は、設計変更に係る協議を実施し、相互の合意形成を図るものとする。
5. 請負代金額が変更となる場合は、必要に応じて「課内の予算管理者等を決裁ルートに含める。
6. 打合せ簿は、内容を問わず全て総括監督員の決裁を得る。

ケース1

【発注者からの指示又は通知】

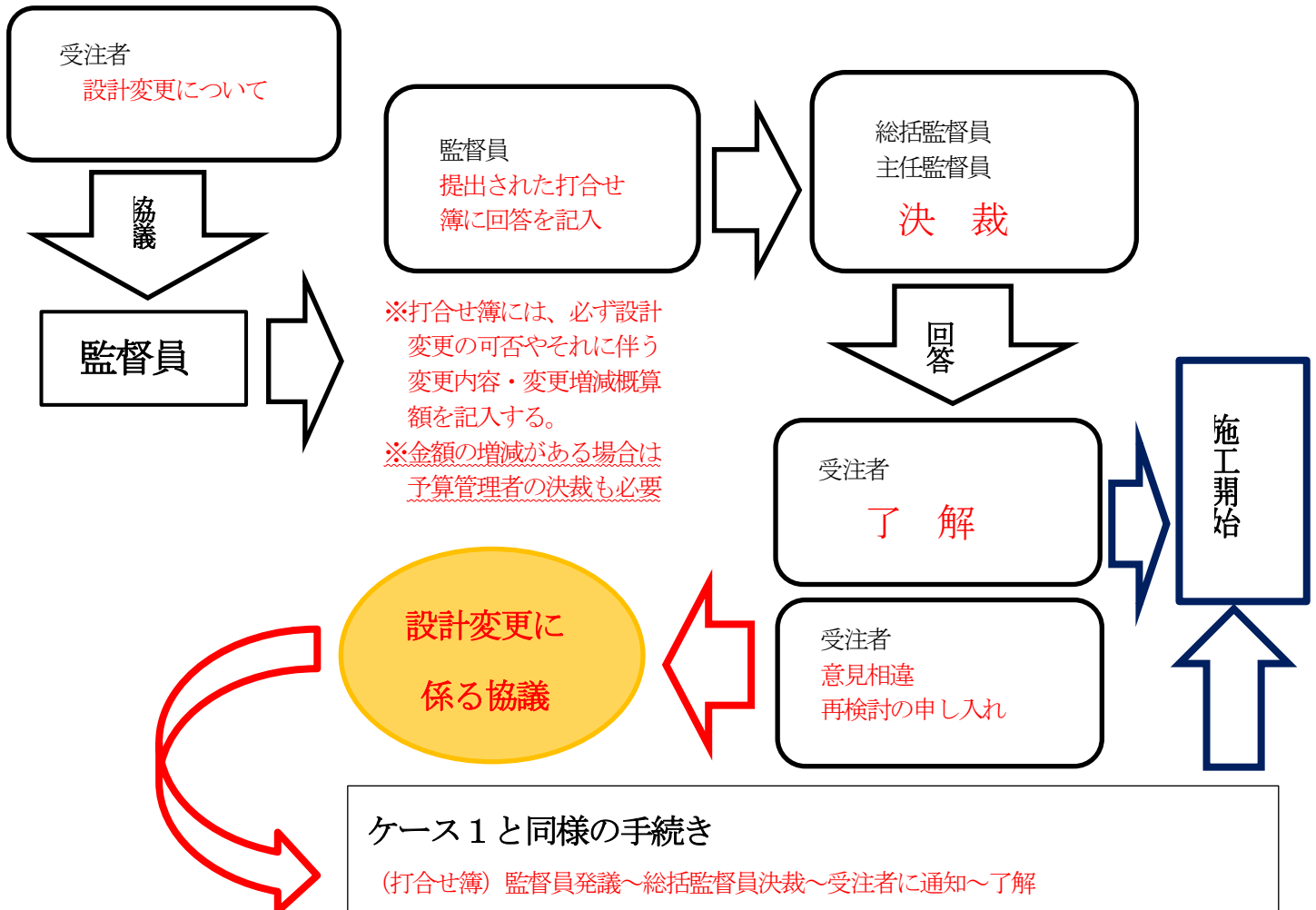
※発注者発議



ケース2

【受注者からの協議】

※受注者発議



6 設計変更に関する現場代理人の権限及び役割

※契約事項（現場代理人及び主任技術者等）第9条、（条件変更等）第18条参照

秋田県土木工事共通仕様書

1-1-4 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販・公開されているものについては、受注者がそなえなければならない。
2. 受注者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とするもの以外は、契約図書、およびその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。

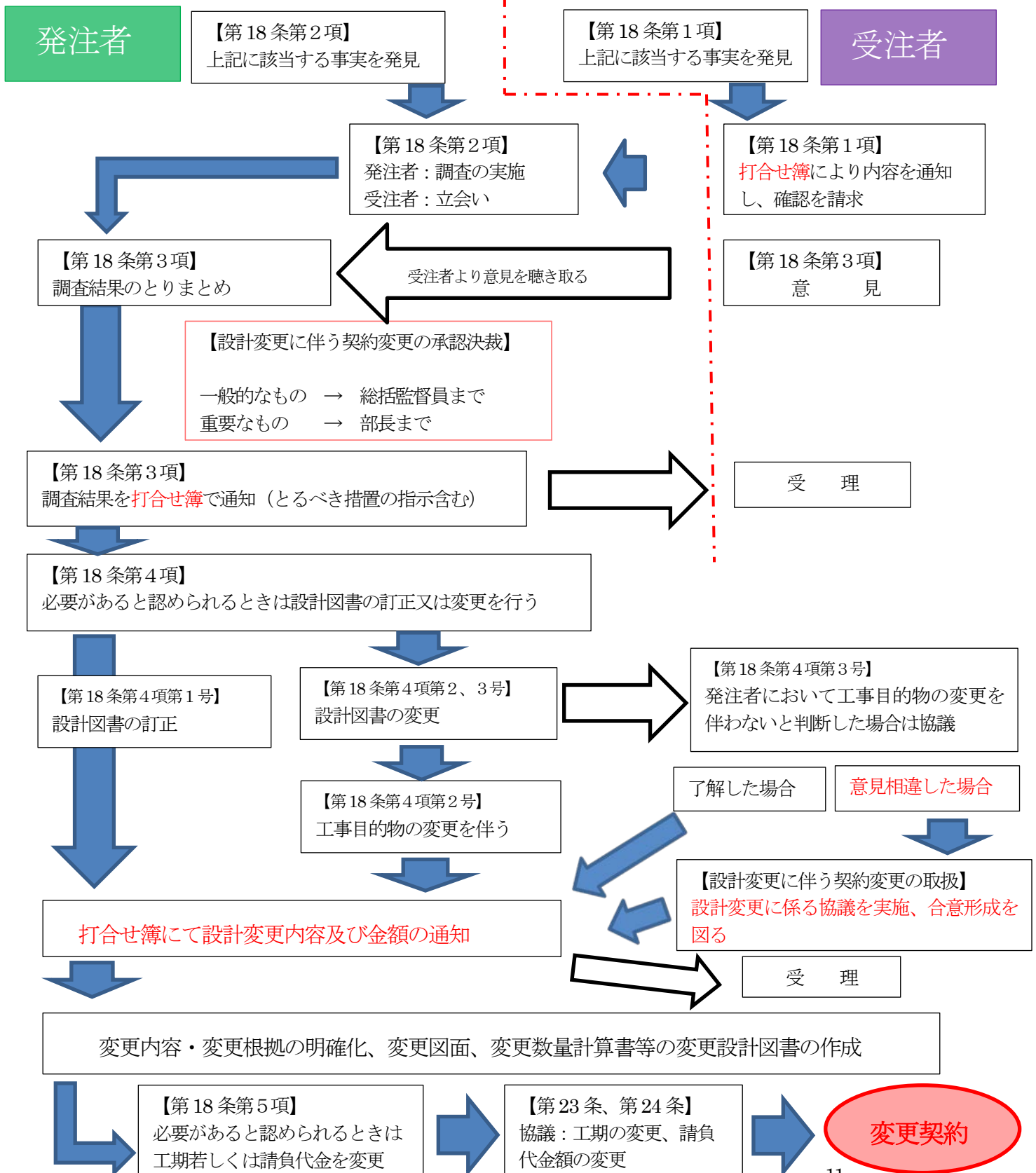
打合せ簿の処理について

1. 受注者とのやりとりは、全て「打合せ簿」により行う。
2. 工事着手前に、第18条第1項～第5号について確認し、監督職員に打合せ簿で「報告」又は「協議」する。
3. 案件の変更契約の可否及び変更内容、及び変更増減額については必ず監督職員に確認する。
4. 監督職員からの「通知」「指示」等に疑義がある場合は、施工開始前に再検討の申し入れを、打合せ簿により監督職員に行う。
5. 打合せ簿は、監督職員の決裁を得たものを全て保管しておくこと。

7 設計変更手続きフロー

- 1 図面、仕様書、現場説明書及び金額を記載しない内訳書並びにこれらに対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- 2 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 3 設計図書の表示が明確でないこと
- 4 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

【契約事項第18条第1項】



8 「設計図書の照査」の範囲

◆「設計図書の照査」については秋田県土木工事共通仕様書 1-1-4 に定められたとおりである。

なお、工事施工の円滑化と品質の確保に努めるために、工事施工調整会議を積極的に活用すること。

◆受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲としては、以下のとおりである。

- 1 設計図書の内容について整合がとられているかどうかの確認。
 - ・数量計算書と設計書の内容の整合確認。
 - ・構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認。
 - ・設計図面・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうか。

- 2 設計図書記載内容の現場の状態・施工条件と、実際の工事現場の状態・施工条件が一致しているか等の確認。
 - ・設計図面のとおり構造物を作ることが出来るかどうか。
 - ・縦横断図の地盤線と現地地盤の確認及びその軽微な修正等。
 - ・当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその軽微な修正等。
 - ・埋設物、支障物件等の現地確認。

- 3 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書第6編「14-4-3 路面切削工」「14-4-5 切削オーバーレイ工」「14-4-6 オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査の範囲である。）

9 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

- ◆受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える行為としては、以下のものなどが想定され、このような場合は「別途業務にて実施した設計図書で指示する」等、発注者がその費用を負担する。

【新たに設計図の作成が必要なもの】

- ・現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。（災害復旧等の工事で、標準断面発注し、工事において測量から設計まで行う場合等）
- ・現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。または、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。

【構造計算等が伴うもの】

- ・構造物の応力計算を伴う照査。
- ・構造物の位置や計画高さ、載荷高さ、延長等が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。（設計業務の瑕疵について確認が必要）
- ・構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。（設計業務の瑕疵について確認が必要）
- ・基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
- ・土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。

【設計根拠の検討まで必要なもの】

- ・「設計要領」・「各種示方書」等で示す設計計算・考え方との照合。
- ・設計根拠まで遡る見直し及び必要とする工費の算出。
- ・設計のため地質調査が必要な場合。（品質管理のための調査は含まない）

10 仮設の変更に関する取扱い

◆指定仮設と任意仮設

公共工事の仮設は、契約事項の原則からすれば、受注者の責任において施工する「任意仮設」が基本であると考えられている。しかし、公共工事においては、工事中における公衆災害の防止及び施工に伴う重大な労働災害の防止についても特に留意する必要がある。このため、工事の発注にあたって、発注者が特に必要と判断したものは、契約条件として仮設工の規模・構造等について予め発注者が指定し「指定仮設」とする場合がある。

【指定仮設】

- 工事目的物を施工するにあたり、設計図書に施工方法等を指定したものである。（設計変更の対象となる。）
- 下記事例やこれに類する工事を対象とする。
 - ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
 - ・仮設構造物を一般交通に供用する場合
 - ・特許工法または特殊工法を採用する場合
 - ・関係官公署等との協議により制約条件のある場合
 - ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合

なお、上記のような指定仮設とする場合は、事前に現地調査を十分に行い、仮設工の計画・設計の可否を技術的に検討審査するとともに、経験豊富な専門家等の助言も活用して指定仮設の内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性の確保に十分配慮した適切な内容とすること。

【任意仮設】

- 工事目的物を施工するにあたり、受注者が自らの責任で行うもので、**仮設、施工方法等の選択は受注者に委ねられる。**（原則_{※1}、設計変更の対象としない。）
- 発注者（監督職員）は任意の趣旨を踏まえ、施工計画書が提出された際には、**仮設計画の妥当性について確認**することが重要である。

指定仮設と任意仮設の区分は、「仮設の構造、規格、寸法、工法等の必要事項を明示するか、それともこれらを決定するために必要な設計上の条件のみ明示するか」の契約上の違いだけであり、本来、設計の方法については何ら異なるところは無いものである。したがって、指定仮設に比べ任意仮設が軽んぜられるということはない。

指定、任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法について具体的に指定する (契約条件として位置づけ)	施工方法について具体的に指定しない (契約条件ではない)
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	行う	行わない
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	行う	行う

※1 ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

[契約事項第 18 条第 1 項の 4]

1 1 現場説明書（条件明示）について

- ◆現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件（施工条件）等や図面及び仕様書に表示し難い見積り条件を示した書面をいう。

【留意事項】

- 現場説明書は、制約を受ける当該工事に関する 施工条件を明示 することによって工事の円滑な執行に資することを目的としており、当初契約においてやむを得ず 施工方法について仮指定 せざるを得ないもの、又は 変更が予想されるもの、あるいは 制約される工事工程や特殊な工法等 について **相手方（受注者）が十分な見積りができるよう条件明示するものとする。**
- 明示項目として以下のようなものが上げられる。
- 工程、用地、公害、安全対策、工事用道路、仮設備、建設副産物、工事支障物件、薬液注入、その他など。
- 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約事項の関連する条項に基づき、**発注者と受注者とが協議できるものである。**

【明示項目及び明示事項】

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none">1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間

用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合はその内容 4. 交通誘導員、保安設備等の配置を指定する場合はその内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1)工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2)搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2)仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3)仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件

工事支障物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占有物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
明示項目	明示事項
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事中資機材の保管及び仮置が必要である場合は、その保管及び仮置場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引き渡し場所、引き渡し期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その内容 6. 工事中電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

1 3 関連資料等

- ・別紙－1 湯沢市契約事項（抜粋）
- ・別紙－2 様式（16）工事打合せ簿
- ・別紙－3 様式7 契約事項第19条による通知
- ・＜参考＞ 設計変更事例集

契 約 事 項

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約事項（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び金額を記載しない内訳書並びにこれらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約事項及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約事項及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この契約事項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この契約事項に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この契約事項及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表等)

- 第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、工程表及び発注者が特に必要と認める場合にあっては請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代

字削る
字加える

わる担保として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 この契約が湯沢市財務規則（平成17年規則第49号）（以下、「湯沢市財務規則」という。）の規定により契約の保証を免除することができる契約である場合においては、前4項の規定を適用しない。

（権利義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委託又は一括下請負の禁止）

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人等の選定）

第6条の2 受注者は、下請負人等を選定する場合は、発注者が別に定める基準等を遵守しなければならない。

（下請負人の通知）

第7条 受注者は、工事の一部を第三者に委託し又は請け負わせたときは、直ちに下請負届を発注者に提出しなければならない。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

- 2 監督職員は、この契約事項の他の条項に定めるもの及びこの契約事項に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約事項に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督職員を置いたときは、この契約事項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督職員を置かないときは、この契約事項に定める監督職員の権限は、発注者に帰属する。

字削る
字加える

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の工事の場合は専任の主任技術者、また同法第26条第2項の規定に該当する場合には監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指

字削る
字加える

定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないことを認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」と

いう。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び金額を記載しない内訳書並びにこれらに対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

字削る
字加える

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事中の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約事項の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法等)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあつては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、

字削る
字加える

請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この契約事項の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同

字削る
字加える

- じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその紛争解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第49条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
 - 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
 - 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

字削る
字加える

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事事物的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事事物的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事事物的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事事物的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(中間検査)

第32条 発注者は、工事の施工途中に、工事の完成後では検査が著しく困難であるものについて中間検査を行うことができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 発注者は、前項の検査を実施したときは、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 第1項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 受注者は、工事が第1項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、第31条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第31条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事事物的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事事物的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条に規定する経費（以下「前払金対象経費」という。）について、請負代金額に10分の4を乗じて得た額の範囲内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を前払金として発注者に請求することができる。ただし、本項の前払金を請求できるのは請負代金額が130万円を超える工事で、かつ、この工事請負契約締結後21日以内に限るものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。

字削る
字加える

- 3 受注者は、請負代金額が130万円を超える工事については、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合は、第1項の前払金の支払いを受けた後、前払金対象経費について、請負代金額に10分の2を乗じて得た額の範囲内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）の前払金を発注者に請求することができる。この場合において、受注者は、あらかじめ当該前払金に関して保証事業会社と工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 4 前項の規定により請求する前払金の額と第1項の規定により請求し、支払いを受けた前払金の額との合計額は、請負代金額に10分の6を乗じて得た額を超えることができない。
- 5 部分払（繰越に係る年度末の部分払を除く。）を請求する工事については、第3項の前払金の請求をすることができない。
- 6 受注者は、第3項の規定により前払金を請求しようとするときは、あらかじめ発注者の当該前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から当該認定の請求を受けたときは、速やかに審査を行い、その結果を原則として7日以内に受注者に通知しなければならない。
- 7 受注者は、前項の規定による認定の通知を受けたときは、第3項の規定による前払金の支払いを請求することができる。この場合の発注者の支払いについては、第2項の規定を準用する。
- 8 発注者は、前払金については歳計現金保有の状況等により、これを減額し、又は支払いしないことができる。
- 9 前払いをした後に、設計変更等の理由により、請負代金額が増額された場合においても前払金は増額しないものとする。
- 10 設計変更等の理由により、請負代金額が減額され、さきに支払いした前払金が減額後の請負代金額に対して所定の率を超える場合で、請負代金額の減額後に部分払が行われるときは、減額後の請負代金額に相応する前払金の額を超え減額後の請負代金額までの部分については、請負代金額の減額後の最初の部分払をするときに決済するものとし、さきに支払いした前払金が減額後の請負代金額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 11 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて得た額の遅延利息の支払を請求することができる。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品がある場合には当該工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「既済部分」という。）が、次の各号に掲げる割合となったときは、その既済部分の請負代金相当額の10分の9を限度として部分払の請求をすることができる。ただし、第35条第3項の前払金を請求する工事については、部分払（繰越に係る年度末の部分払を除く。）の請求をすることができない。
- (1) 第35条第1項による前金払を受けた工事で、かつ、同条第3項による前金払を受けていない工事
工事の既済部分が10分の5以上
- (2) 第35条による前金払を受けていない工事
- | | |
|--------|-----------------|
| 第1回部分払 | 工事の既済部分が10分の3以上 |
| 第2回部分払 | 工事の既済部分が10分の5以上 |
| 第3回部分払 | 工事の既済部分が10分の8以上 |

字削る
字加える

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限り。)の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 前項の規定により部分払があつた後、再度部分払の請求をする場合には、第1項及び次項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第5項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{第1項の請負代金相当額} \times (9/10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(部分払をする場合の前払金の清算)

第38条 発注者は、前払いをした工事の部分払をする場合は、前条第1項の規定により計算した額から、その額に請負代金額に対する前払金額の割合を乗じた額を控除するものとする。

(部分引渡し)

第39条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人にすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第33条(第39条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(部分払金等の不払に対する工事中止)

第41条 受注者は、発注者が第37条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

字削る
字加える

(瑕疵担保)

- 第42条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年（木造の構造物並びに芝付け及び植栽木の工事目的物の場合は1年）以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第43条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第44条削除

(発注者の解除権)

- 第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
 - (2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
 - (4) 建設業法の規定により、許可を取り消され、又は営業停止を命ぜられたとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (6) 第47条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第45条の2 発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項又は第

字削る
字加える

2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。

- (2) 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第14条第1項又は第2項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 受注者が前2号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

第45条の3 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条及び第50条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条及び第50条において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第45条第1項、第45条の2及び第45条の3第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の1以下に減少したとき。
 - (2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第48条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来

形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第45条、第45条の2又は第45条の3の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて得た額を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくははき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又ははき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第45条、第45条の2又は第45条の3の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償金）

- 第48条の2 受注者は、この契約に関して第45条の2の各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として請負代金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 工事が完成した後に、受注者が第45条の2の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
 - 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成した者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、当該企業体のすべての構成員であった者は、共同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。
 - 4 第1項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の賠償額が同項に規定する賠償金額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（火災保険等）

- 第49条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを直ちに発注者に提出しなければならない。

字削る
字加える

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第50条 受注者は、この契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに発注者に報告しなければならない。

(あっせん又は調停)

第51条 この契約事項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による秋田県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第52条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

第53条削除

第54条削除

第55条削除

(補則)

第56条 この契約事項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

仲 裁 合 意 書

工 事 名

工事場所

平成 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に対し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 秋田県建設工事紛争審査会

平成 年 月 日

発 注 者 湯沢市長 印

受 注 者 印

仲裁合意書について

1 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法（昭和24年法律第100号）に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法（昭和24年法律第205号）の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法（平成15年法律第138号）の規定が適用される。

年 月 日

(あて先)

湯沢市長 ○○ ○○ 印

契約事項第19条による通知について

下記工事について設計内容を変更するので通知します。

なお、ご了承後は変更契約に応じて下さるようお願いいたします。

記

1. 工 事 名
2. 工 事 番 号
3. 工 事 場 所
4. 請 負 額
5. 変 更 理 由

1. 土木工事

【変更事例：土木①】

下水道管掘削作業の際、街路樹が支障となり、車道側に歩道を確保する必要が生じたため、交通誘導員の終日配置及び配置人員の変更とした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・交通誘導員を通常施工時間帯（昼間）のみ計上していた。



- ・街路樹が支障となり、車道側に歩道を確保する必要が生じた。



変更設計

- ・所轄警察署の条件等を踏まえ受注者と協議による交通誘導員配置計画を見直し設計図書へ明示。
- ・変更した配置計画による交通誘導員の費用を計上する。

【変更事例：土木②】

舗装打換え工において施工時間帯を8時から17時までとしていたが、道路幅員が狭いため片側交互通行ではバス等の大型車が通行する際、歩行者の通路が確保できないこと。また、近接して水道工事が片側規制を実施していることから夜間施工（22時～6時）への変更とした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・施工時間帯は通常時間帯（8時～17時）としていた。



- ・歩行者の通路確保ができない。



変更設計

- ・バス亭での乗降者数及び歩行者数の調査を実施し、受注者との協議により施工時間帯の変更を設計図書へ明示。
- ・夜間作業による費用を計上する。

【変更事例：土木③】

橋台工杭基礎工事において、鋼管杭（杭長 6 m）を中掘工法により施工していたが、支持地盤が想定より浅く、杭の中掘が進まない状況のため基礎杭の高止まりとなったことから杭長の変更とした。

設計での仕様・施工条件

当初設計
・杭基礎 杭長 6 mとしていた。



・支持地盤が想定より浅く、杭基礎が高止まりした。



変更設計
・受注者との協議により発注者は高止まりの計測及び、先端土質を確認し、設計コンサルに再計算を依頼したところ許容値内であることが確認できたため設計図書へ明示。
・杭長の変更と杭切断、処理費用を計上する。

【変更事例：土木④】

道路災害防除工事で崩落した盛土法面の土砂を新規土で置換する際、軟弱土の範囲が当初設計の範囲を大幅に超えていることから、掘削及び盛土量が倍以上となり、設計変更金額が当初設計金額より 3 割以上となるが、分離して施工することが困難なものと判断し、増額変更とした。

設計での仕様・施工条件

当初設計
・掘削 410 m³・盛土 420 m³としていた。



・崩落した軟弱土の範囲が当初設計より大幅に超えていた。



変更設計
・発注者は受注者との協議により現地で地質状況について確認し、道路法面の安全性を考慮し、軟弱土を全て取り除き新規土での盛土とすることを設計図書へ明示。
・大幅に増工となった掘削・盛土費用を計上する。

2. 建築工事

【変更事例：建築①】

建築基準法の規定により、既存建築物の開口部を防火設備に改修する必要があるため、該当する開口部の仕様を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・増築工事において、同一敷地内にある既存建築物の延焼のおそれがある部分に該当する開口部は防火設備にする必要があるが、設計図書には防火設備に関する記載がない。



・手続きにおいて、既存建築物の防火設備の記載漏れが判明した。



変更設計

・既存建築物の延焼のおそれがある部分に該当する開口部の位置、仕様等を設計図書に明示する。
・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

【変更事例：建築②】

設計図書で明示されていない既存の埋設管が現れた。建築物の配置から基礎工事の支障となるため、既存の埋設管を一部撤去し、埋設管の切り回し工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・既存の埋設管は、設計図書には明示されていなかった。



・既存の埋設管が基礎工事の支障となる。



変更設計

・既存の埋設管を一部撤去し、新規に切り回しする埋設管の位置、仕様等を設計図書に明示する。
・既存の埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の布設費用を計上する。

【変更事例：建築③】

建築物の外壁改修工事において、足場を設置して外壁の劣化状況調査を実施したところ、設計時に想定していたよりも外壁の劣化がひどく、ひび割れ補修等の施工数量が増加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計時は足場を設置せずに、目視や手の届く範囲の打診調査でひび割れ等の数量を算出した。



- ・足場を設置して外壁の全面打診による劣化状況調査を実施した。
- ・想定よりも外壁の劣化がひどく、ひび割れ補修等の施工数量が増加した。



変更設計

- ・外壁のひび割れ補修等の位置、数量、仕様等を設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

【変更事例：建築④】

庁舎のトイレ改修工事において、当初設計では、工事期間中は仮設トイレを設置し、2系統あるトイレを同時工程で進める計画としていた。工事の着手に当たり、施設管理者に工程の説明をしたところ、仮設トイレでは業務上支障があることが判明したため、1系統ごとに工事を行うこととなった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・設計図書には、仮設トイレを設置し、2系統のトイレを同時工程で進める記載があった。



- ・施設管理者に工程の説明をしたところ、仮設トイレでは業務上支障があることが判明した。
- ・既存のトイレを使用しながら、1系統ごとに工事を行うこととなった。



変更設計

- ・工事工程の変更に伴う仮設計画等の変更を設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上し、併せて工期も変更する。

3. 電気設備工事

【変更事例：電気設備①】

ホール及び体育館の軽量天井化工事にあたり、消防署との打合せにより、壁付式煙感知器が設置可能であることがわかったため、当該使用の感知器を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・震災等を考慮し、ホールおよび体育館については軽量素材を採用した天井改修を行った。薄い素材のため、天井裏に上ることもできず、維持管理が困難なため天井感知器免除の消防用設備等特例承認申請書の提出を予定。



・消防署との打合せにより、壁付式煙感知器が設置可能であることが判明した。



変更設計

・光電式分離型感知器（壁付）を追加する。
・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

【変更事例：電気設備②】

市営住宅の増築工事（既存棟：1～10号棟 増築棟：11号棟）において、増築棟の建設が既存棟のテレビ電波を受信するアンテナに受信障害をきたす可能性を考慮し、既存棟へ対策装置（受信可能棟からの電波切り回し装置）を設置した（箇所A）。

しかしながら、想定外の他の既存棟においてもアンテナの受信障害が発生したため、追加の対策装置を設置することとした。（箇所B）。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・箇所Aへの受信障害の対策装置は当初から見込まれていた。
・箇所Bへの受信障害の対策装置は当初から見込まれていなかった。



・工事を進める中、当初想定しなかった箇所への受信障害が発生した。



変更設計

・箇所Bへの受信障害の対策装置を設計図書に追記する。
・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

【変更事例：電気設備③】

消防法の改正等に伴う学校改修工事の非常放送設備更新工事において、図面と現場が一致しておらず、非常用スピーカーの数量が不足していることが分かった。発注者は当初設計の図面を用いて設計していたが、その後の改修工事により間取りが変わっていた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・発注図面が古く、非常用スピーカーが必要数確保されていなかった。



- ・受注者が着工前に現地調査したところ、図面と現場が一致していないことが分かった。



変更設計

- ・追加の非常用スピーカー及び配管配線を図面および設計図書に追加する。
- ・変更した設計図書に費用を計上する。

4. 機械設備工事

【変更事例：機械設備①】

配管設備の改築工事において、配管撤去を行おうとしたところ、ダクトフランジパッキンからアスベストが検出された。法令に基づく撤去および処分が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・アスベストの分析調査無し。
- ・アスベストの撤去無し。



- ・配管等の保温材を外したところ、ダクトフランジパッキン等からアスベストを検出した。



変更設計

- ・アスベストの分析調査、撤去を設計書（特記仕様書）に明示する。
（非石綿部での切断による除去費、撤去方法を明示する。）
- ・アスベストの分析費用、撤去費を計上する。

【変更事例：機械設備②】

冷暖房設備の改築工事において、冷温水発生器のオーバーホールを行った。機器を停止し、溶接箇所等を外したところ、他にもオーバーホールが必要な箇所が見つかり工事を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・当初契約箇所以外の機器の異常は想定していなかった。



- ・オーバーホールを行うため機器を停止したところ異常が見つかった。



変更設計

- ・追加のオーバーホール箇所を、設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

【変更事例：機械設備③】

多目的トイレ改修工事において、既設配管は存置とし、別の箇所に新たな配管施工を予定していた。受注者が施工前に詳細な現地調査をしたところ、既存設備の点検スペースが確保できなくなるため、別の箇所へ新たに配管施工できないことが分かった。そこで、既設配管を撤去し、撤去箇所に新たに配管を施工する事とした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

- ・新たな箇所への配管布設を想定しており、既設配管は存置と想定していた。



- ・受注者による施工前の詳細な現地調査により、存置予定の配管を撤去する必要があることが分かった。



変更設計

- ・既設配管の撤去および新設配管の施工箇所について設計図書に明示する。
- ・変更した設計図書に基づく費用を計上する。

【変更事例：機械設備④】

冷暖房設備の改築工事を施工するにあたり、冬期の2月上旬に現場着工を想定して仮設暖房費を計上していた。受注者が決まり、現地調査を行って工程を精査したところ、冬期を避け3月上旬に着工しても工期内に工事を完了させることが可能ということが分かった。従って、仮設暖房が不必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・2月上旬に現場着工を想定しており、工事期間中に暖房設備が停止することから仮設暖房を計上していた。



・受注者が工程を精査したところ、3月上旬の着工となった。



変更設計

・設計図書の仮設暖房の全数量を減ずる。
・変更した設計図書に基づく費用を減額する。